

議 第 2 号 議 案

富士見市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市議会基本条例（平成23年条例第12号）の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和4年3月14日提出

富士見市議会議長 斉 藤 隆 浩 様

提出者 富士見市議会議員 勝 山 祥

賛成者 同 尾 崎 孝 好

同 篠 田 剛

同 川 畑 勝 弘

同 根 岸 操

同 伊勢田 幸 正

提 案 理 由

会派の構成人数を明記するため、富士見市議会基本条例の一部を改正したいので、
富士見市議会会議規則第13条第1項の規定により、この案を提出します。

富士見市議会基本条例の一部を改正する条例

富士見市議会基本条例（平成23年条例第12号）の一部を次のように改正する。
第5条第2項中「議員で」を「2人以上の議員をもって」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。